

## 経済統合・国家主権・相互主義

鈴木 洋 一

### **Economic Integration, National Sovereignty and Reciprocity**

Yoichi SUZUKI

The thesis focuses on the relationship between national sovereignty and three patterns of integrations. The first type of these integrations is a functional international cooperation. The second is a regional functional economic integration, such as European Economic Community (presently, European Union), and the last one is a regional economic integration based on Free Trade Agreement (FTA) or Economic Partnership Agreement (EPA) The commonality among these three is a functionalism while the difference is a degree of discretion reserved by each member country. This difference creates differences in structure and operation of these integrations. In the second type of these integrations member countries transfer almost all elements of their national sovereignty to a central decision-making body superior to them. In the third type, a reciprocity functions either beneficially and/or punitively, both internally and externally.

#### はじめに

本稿は、19世紀後半から現代に至る世界の大きなテーマの1つである「統合」の3つのタイプと加盟国の国家主権の関わりを概観する。

第1のタイプは、機能的国際協力（万国郵便連合など）、第2のタイプは、機能的地域経済統合（EC・EU）、第3のタイプは、国際通商上の地域統合（自由貿易、経済連携）である。3者の共通点は機能主義で、相違点は加盟国が留保する裁量の程度。この相違が、統合の構造や運用に差をもたらす。第2のタイプでは、国家主権のほぼ全てが統合の意思決定機関に移譲される。また、第3のタイプは、対内的にも対外的にも、互惠あるいは攻撃・報復のいずれにも作動する両刃の剣である相互主義と密接に絡んでいる。

## 1. 機能主義と新機能主義

### 1-1. 機能主義——「経済・社会・文化領域を串刺し」

#### (1) 国家主権の壁を横断的に乗り越える

統合の原型である第1のタイプは、他にも万国通信連合など様々である。通常、諸国は、その経済・社会・文化機能を国家という枠の中で管理する。（＝垂直的体系化）これに対して、この第1のタイプは、これらの機能を諸国を横断する形で連携させる。（＝水平的国際体系化）

水平的国際体系化は、学問的には、「機能主義」（functionalism）あるいは「機能的国際協力」（functional international cooperation）と捉えられる19世紀後半に始まった潮流である。対象は、非政治的分野の活動（経済・社会基盤整備、文化活動）で、目的は世界平和の構築。つまり、これらの活動を平和の必要条件と位置づけていた。

機能的国際協力は、第二次世界大戦後は、国際連合の「専門機関」を軸として、諸分野（経済・労働・衛生・交通通信・気象・文化など）をカバーし、社会経済理事会と連携しながら展開してきた。（例：労働のILO）

「機能主義」初期の代表的論者（デイビッド・ミトラニ）は、世界平和は、次の3つの積極的な活動を通して実現・維持されるとした。[14]

①諸国家間の利害対立の調整（消極的活動）よりも、共通利益の増進（積極的活動）

②諸国家を相互に独立した状態におく（消極的活動）よりも、それらを結び付ける（積極的活動）

③分野（機能）の特性に合った権限をもつ超国家的制度を整備する

換言すれば、取るべき活動は、①民族共存よりも民族協働、②経済・社会レベルでの諸国の連携、③これらを促進する超国家的システムの形成である。

以上の活動を踏まえ、彼は、世界平和を、守られた平和（protected peace）という受動態ではなく、稼働する平和（working peace）という能動態であると見做した。

国際協力を非政治的領域から始めて、最終的に政治・軍事の分野に及ぼして世界平和を実現するアプローチであり、これは、「なし崩しの連邦化」と位置づけられた。

「連邦化」という捉え方に鑑みると、「主権国家は、自治的単位として」、単一の上位主権の下に入り、自治的単位の権能は連邦憲法で規定される形を想定していた。

実態的には、政治・軍事分野までは高度化せず、機能的国際協力を通じた世界平和の達成という展開はなかったが、構想は、独自の憲法をもつEUと加盟国のような関係に通じるものがあった。

#### (2) 内在する問題

機能的国際協力には、因果関係あるいは不可分な関係にある2つの問題（もしくは特徴）が

内在している。

・問題①：限定的な協力範囲

専門機関は、国家間協定をベースに設立され、加盟国は協定の範囲内で義務を負い、「国家主権行使の制限」を受け入れている。このため、協定は、加盟各国が実施する協力活動の奨励・促進をその主要任務とする傾向がある。

・問題②：諸機能・分野と政治・軍事との不可分性

現実として、政治・軍事の問題と経済・社会・その他の問題は密接に関連し合っているため、単独の問題として取り組むには限界がある。この点が機能的国際協力の死角となる。この問題②は、戦後、世界の経済協力体制（とりわけ IMF など）の設置・運営に関連して、典型的に露呈した。

原因は、財源面で米国に過度に依存したことにある。諸国の成長で米国産業の国際競争力が相対的に低下したことに加え、膨大な軍事支出を通して諸国にドルが流出したため、ドル価値の下落（ドル危機）が進んだ。この結果、IMF 設立時の公約（金とドルの兌換）の維持が困難になり、1971 年、金-ドル本位制は崩壊した。

世界は、機能的国際協力が抱える問題②を実体験することとなり、多くの国の為替は変動相場制への移行を余儀なくされ、経済は混乱した。機能的国際協力（この場合、為替制度）が、政治・軍事・経済問題と絡み、安定性を保てなかったという例である。

## 1-2. 新機能主義——「機能主義+国際的地域主義」

### (1) 「国家主権を移譲する」EC の出現

機能的国際協力は、最終的に政治・軍事分野でも「世界的規模での統合」を実現して平和を樹立することを目指したが、機能的国際協力を通した国際統合を「地域レベル」で推進する動きが、欧州共同体（EC）の形でヨーロッパに出現した。出発点は、フランスとドイツの間に再び戦争が起きないように、両国が経済的な協力関係を築くとして出されたシューマン宣言（1950 年）である。

EC は、3 種類の機能的組織（欧州石炭共同体：ECSC-1951、欧州経済共同体：EEC-1957、欧州原子力共同体：EURATOM-1957）を 1967 年に統合したもので、原構成国は西欧の中核をなすいわゆる「小ヨーロッパ」6 カ国。

EC の核である EEC は欧州共同市場化を目指し、関税同盟、共通の農業政策・通商政策・運輸政策など、徐々に機能を増やし、統合のレベルを上げ、地域的にも拡大した。

経済通貨同盟：EMU-1992）を経て、EC は、1992 に締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）によって欧州連合（EU）へと進んだ。

（EU 設立時の加盟国数 15、現在 28）同条約には、将来時点での共通外交・安全保障政策の

採用も盛られ、最終的な政治統合を見据えて、欧州統合のロードマップは更に高度化した。

ウェストファリア条約以降数百年にわたり存続してきた「諸主権国家を、機能的国際協力を通して、域内共同体の形に統合する」という「西欧国家体系への挑戦」である。

(ミトラニの構想との対比：国家主権の委譲，世界統合 vs 地域統合)

冷戦の終結（1989）、東西ドイツの統合（1990）を経て、冷戦後の新たな欧州秩序の構築という文脈でも EC は重要性を増し、現在は EU として機能している。

## (2) 理論的解釈

この実態面の動きに伴い、「国際統合の地域性」に着目する学問的潮流が「新機能主義：neo-functionalism」として現れ、その代表的論者（エルンスト・ハース）が1968年に発表した学説の要点は、加盟国間の法律的・政治的・文化的類似性を背景とする経済機能の連携による地域統合こそ、政治統合として結実する可能性が高いということにある。[15]

EC～EUの本質と今日まで実際に辿ってきた経路（①地域性の重視，②経済統合の段階的の高度化，③政治統合の提唱）に鑑みると、この歩みを1968年時点で想定し、「新機能主義」と位置づけたハースの見解には、先見性があった。

機能主義と対比した場合の新機能主義のポイントは、次の2点である。

- ①政治統合は、複数の国家がその主権を国家に優越する権限を持つ超国家的機構に移していく、「国家主権の移譲過程」である。
- ②超国家的機構を通して、加盟国が経済的課題を協働で処理する過程（経済統合）が累積的に生起すると、政治統合に帰結する。これをハースは「波及効果（spill-over effect）」と捉えた。（ECの政治性の認識については、[17]も参照）

前述した機能主義的国際協力、ここで述べる地域経済統合（EC・EU）、そして後述する国際通商領域における地域経済統合という3者の属性関係は、表-1のようである。形態・方法の違いはあるが、いずれも平和を志向している。

因みに、ECの出現は、主権国家を以って国際政治の唯一のアクターと見做してきた従来の国際政治学に新たな地平を切り開き、国際関係論の台頭を促す契機となった。（後述の国際通商交渉も、国家、地域機構、多角的通商機関などがアクターとなって展開している。）

EC委員会（現在はEU委員会）などが「超国家的機関」として機能し、委員は加盟国政府によって任命されるものの、委員会自体は加盟国の国益よりも「共同体益」あるいは「地域益」を優先することを要請され、政策も多数決によって決定される。

1992年にECからEUに移行し、(3)で記するように共通通貨ユーロが導入されたことで、EUは表-2の段階④に踏みこんだが、「財政権は加盟各国が保持している」点で、純然たる経済同盟には至っていない。また、財政難に直面する加盟国の存在が、ユーロ不安、ひいては世界の為替相場の不安定化をもたらす点で、財政と金融における国家と共同体間の調整が、経済

表-1 機能的国際協力，地域経済統合（EC・EU），国際通商における地域経済統合の属性

	広がり・形態	国家主権の位置
1. 機能的国際協力	世界全般：諸国横断的な社会・経済・文化的連携	△ 連邦化（by ミトラニイ）
2. 新機能主義（EC・EU）	欧州の累積的経済統合（最終的には政治統合）	○ 超国家的機関への移譲
3. 通商上の経済統合	世界各地での自由貿易協定および経済連携協定（貿易＋投資・サービス）	現状の主権国家のまま加盟

(筆者作成)

表-2 経済統合の段階

自由貿易地域 ①	関税同盟 ②	共同市場 ③	経済同盟 ④	完全な経済統合 ⑤
1) 域内加盟国間で関税・非関税障壁を撤廃 2) 域外は各加盟国が自主的に対応	①＋域外共通関税の設定	②＋生産要素（労働力・資本など）の移動制限を撤廃	③＋金融・通貨・財政などの経済政策を調整	④＋政治的統合

注) 後述の FTA は①で，経済連携協定（EPA）は③のかなり広範な要素を含む。（貿易・投資・人的移動，知的所有権・サービス・競争的政策など）

（ベラ・バラッサの捉え方 [6] を参考にして，筆者作成）

同盟たらんとする EU にとっての重要課題になっている。（事実，ユーロ危機の再燃に備えて，2013 年 12 月末，「欧州統一破たん処理制度」としての基金創設が合意されるなど，段階④の行く末は不透明化している。）

### (3) 共通通貨・金融政策（ユーロの導入と欧州中央銀行の設立）

EU が設定した通貨統合に加わる基準（収斂基準）：インフレ率，長期金利，財政赤字（単年度），政府債務残高，為替水準など，に関する目標数値をクリアした 11 カ国が 1992 年にユーロ導入に踏み切り（当時の加盟国数は 15），その後順次，諸加盟国が追隨した。（現在，EU 加盟 28 カ国中，17 カ国がユーロを使用している。因みに，ユーロ使用国数は 23 で，EU よりユーロ圏の方が国の数としては多い。）

当初は送金や決済など，コンピュータ・ネットワーク上の取引やトラベラーズ・チェックの使用を可能にし，2002 年には実物貨幣・コインの発行・流通が開始された。

「国家主権の重要な柱の 1 つである通貨発行権を加盟各国が放棄」したことは，欧州が確信的に「脱国家」化し，統合の最終段階に向けて踏み出したことを意味する。

通貨の障壁が撤廃されて資金調達や投資・ビジネスのチャンスが広がり、金融取引が活性化される。このことから、ユーロ圏は共通の外交・安全保障政策を敷くようになる。

加盟国の通貨発行権は移譲されたものの、「財政権は各国家が留保」しているため、諸国間の税制や税率の差は残る。結果、低率の法人税や低賃金の国へと企業・工場は移転し、労働者も失業率の低い国・高賃金の国へと移動し、諸国の産業構造や競争力が変化する。すなわち、③の完結が各加盟国の経済・財政の構造改革を要請しつつ、④が展開する。

かつて諸国間の差異・齟齬から紛争や戦争が発生してきた歴史を振り返る時、EUの営みは、地域の安定や平和を構想する上で示唆に富む。他方、大きな多様性と格差から加盟国間のコンセンサスをベースにした「緩やかな連合体」として機能しているASEANを擁するアジアは、自らに関わるFTA・EPAについて、EC・EUとの対比を通じた教訓を引き出すことは有益であろう。(ASEANの設立宣言も「域内平和」を掲げている。)

## 2. 多国間貿易交渉と地域経済統合（自由貿易協定・経済連携協定）

### 2-1. 多国間貿易交渉——「無差別原則と相互主義の共存」

統合のもう1つの潮流に、世界各地で増加している通商上の地域経済統合があり、これも、機能主義としての本質をもつ。

戦間期に諸国は、互恵的取り決めが可能な国家間でのみ（関税撤廃などで）通商を促進して1) 一定規模の市場を確保しつつ、2) 自国産業の保護も進めた。つまり域外差別的な相互主義に立脚した経済ブロック化が進行した。（「国家の自主権である関税の設定」に加えて、非関税障壁も形成）その結果、広範な通商関係は寸断され、諸国は、規模の経済を享受できなくなった。

これが第二次世界大戦の根源にあったとの反省から、戦後世界の円滑な経済関係の構築を目的にしたブレトン・ウッズ体制の下で、GATT（関税と貿易に関する一般協定）が諸国の合意で成立した。

従って、GATTの使命は、「国家主権の行使に関わる制限を加盟国が受け入れる」ことを前提とした貿易自由化である。多国間での最恵国待遇（GATT協定第1条）の相互供与、すなわち「互恵的相互主義」に基づいて、関税・非関税障壁を削減・撤廃するものである。（関税撤廃は、国家主権の重要な要素の放棄を意味する。）

その後、次第に物品貿易に加えてサービス取引や知的所有権などの協定も対象とし、更に、WTOに移行してからは、通商紛争の解決に関する規則・貿易政策の検討、複数国間の貿易協定も任務に含まれるようになった。

ところで、GATT/WTOは、一方で、1) 多角的な貿易を再建するために、最恵国待遇をテコとする無差別原則を加盟国間の行動規範として立て、他方で、2) 自由化を現実的に進



展・機能させるために、相互主義も認めるという「両面戦略」を採用した。

GATT 協定第 1 条（最恵国待遇の供与）と GATT 協定第 24 条（一定条件の下での地域経済統合：域内自由貿易協定や関税同盟の例外的容認）の同時存在がそれを象徴している。言い換えれば、無差別多角主義と「容認された」相互主義の共存である。

無差別互惠の多角主義を標ぼうする GATT が、それに反する「域外差別化」につながる相互主義をベースとする地域統合を容認したのは、GATT 設立当時、既に欧州で経済統合（EC 形成）の動きが進行していたという現実があったからである。（1-2. を参照）

基本的に域外排他性をもつ地域統合（域内自由貿易・経済連携：図-4 を参照）の近年における増加に見られるように、加盟国の立場からの相互主義の追求が無差別原則を脅かすという構図は、むしろ、本質的な流れである。

近年の経済統合の増加以前にも、戦前のブロック経済化があり、反省から GATT が生まれ、1970-80 年代には、「報復を伴う相互主義」の行使と対策としての輸出自主規制や、GATT 東京ラウンドでの無差別原則の主旨から乖離する個別 6 協定の成立といったいわゆるバルカン化なども発生している。

このように、国際通商秩序は、諸国や国際通商機関による国益・地域益（共同体益）・グローバル益の追求という 3 つの異なるベクトルを抱えながら、1) 無差別主義と相互主義の互惠的關係と 2) 両者の相克関係という振幅を示しつつ変動すると捉えるのが実態に合っている。近年は、これに経済統合の重層化という環境変化が加わっている。

## 2-2. 相互主義——「両刃の剣」

### (1) 定義と 2 つのタイプ

・定義：通商における相互主義とは、ある国から与えられた一定の待遇・譲許に対して、こちらも同等の待遇・譲許を与え、「競争の機会を均等状態に置く」ことである。「結果を平等にする」という意味ではない。

・タイプ：2 つ存在する。（①と②）

① GATT/WTO 下の多国間・無差別的貿易体制下でも容認されているもので、加盟諸国間でトータル・無条件の最恵国待遇（GATT 協定第 1 条）を相互に与え合う関係である。「開かれた相互主義」[18]、「受動的相互主義」[19]、「拡散された相互主義」[20]、などと呼ばれる。

② 特定分野における「双務的なバランス」、換言すれば、こちらが相手方に開放した程度まで相手もこちらに開放することを要求する。もしくは、相手がこれに応じない場合は、相手の閉鎖度に合わせてこちらも閉鎖する「目には目、歯には歯」的關係である。「制限された相互主義」[18]、「攻撃的相互主義」[19]、「限定された相互主義」

[20], などと呼ばれ, (3)に, この例を示した.

## (2) 相互主義とパワーの関係

コヘインは, 「相互主義はパワーと無縁ではない. 相互主義を実行する場合, 強大国と弱小国とでは機会費用 (opportunity cost) が相違する. 国際的な権力構造は, いかなる価値を等価とみなすかを左右する.」としている. [20]

※機会費用とは, 貿易通商で言えば, 例えば, 1) 貿易で受けた不利益の回復や2) 相互主義によって攻撃や報復に使った“時間と資源”を, 回復・攻撃・報復以外の選択肢 (通常の貿易取引など) に振り向けていたら得られていた「はず」の利益の内での最大の利益を意味する.

経済大国が主張する機会費用は当然大きくなるので, 通商紛争相手国から取り戻そうとする額 (あるいは損害賠償請求額) も大きくなる. (相手が弱小国の場合, その目には法外な賠償請求と写る.) 機会費用の概念は, あらゆる通商紛争状況に当てはまる.

同様に, 「相互主義に基づく公平貿易論は, 自由貿易ではなく, 力による管理貿易化に通じる恐れがあるとともに, 相互主義が報復の連鎖を引き起こし, 経済の政治化を強める」との見解がある. [8]

更には, 公平貿易論は「輸出保護主義」に通じ, 相手国に「輸入自主拡大 (voluntary import expansions: VIE)」をもたらしかねないとの指摘もある. [22]

## (3) 相互主義のネガティブな適用例: 「機会の平等」vs 「結果の平等」

① 1985年の新通商政策を契機にした米国の「報復を伴う相互主義」がある. この当時の米国の通商政策は, 自由貿易を「公正貿易」と捉え, 相手国へのアクセスが実現すれば, 米国もアクセスを提供することから, 自由貿易の進展になるとのスタンスであった.

機会の平等をどのように測定するかという難しさが, 結果の平等 (輸出入額) を尺度に用いることにつながる可能性を示した例である. (日米自動車交渉, 写真用フィルム市場問題など) ただし, これらのケースでは, 2-2. (1)定義で記した報復の連鎖ではなく, 輸出自主規制という形で決着した.

EC誕生後は, 相互主義のネガティブな適用の対象が, 相手国に限らず, 相手地域 (地域統合) も含むとするスタンスが出ている.

②上記した報復を伴う相互主義の考え方を事前に把握したECが1984年に制定した「不正貿易慣行規制法」は, (1)域外国の不正貿易慣行に関する対抗処置 (関税引き上げ: 相殺関税), 輸入課徴金, 輸入数量規制など) と(2)ECから他国への輸出・投資に対する阻害行為に対抗措置を敷くものである. 特定国に限定せず, その関係諸国にも適用する意味で, 欧州にもネガティブで広域性を伴う相互主義が現れた例である.

「機会の均等」・「結果の平等」, 「公正」・「公平」に関する判断基準の設定にどう対応するかは, 近年の地域統合の増加に鑑みると, (a)域外差別性・排他性や(b)域内での「損害保障調整措置」問題 (117頁を参照) と絡み重要な課題である.



### 2-3. 無差別原則——相互主義「袂を分かつ」

近年、自由貿易（FTA）や、それも含め、投資規制の撤廃、知的財産制度その他にまたがる経済連携（EPA）の増加に伴い、GATT/WTO体制における無差別原則の実質的形骸化は更に進行している。（FTAとEPAについては後出の図-3を参照）

無差別原則による自由化とそれに対峙する差別化の並存という国際通商法上の矛盾的状况を生み出している原因は、各国家による相互主義の追求にある。（GATT設立時は、EC結成の動きを反映したが、近年は、その他の経済統合の増加が拍車をかけている。）

今日における地域統合の増加は、多国間枠組みがもつ通商紛争解決面での弱点（最大公約数的な妥協に陥りがちな紛争解決のあり方、合意成立までにかかる長い時間、裁定・合意に関する強制力の欠如など）から、多国間枠組を離れ、特定国間でより容易に互恵的相互主義に基づく自由化を促進して、相互の利益拡大もしくは不利益回避を行う流れである。

地域的自由貿易から経済連携に重点が移るにつれ、各国の政策・経済構造・規制措置の差などから「平等・公平・公正・均等」の判断が困難になる分、域内、対域外の両面でネガティブな相互主義に陥るリスクも増す。

他方、見方を変えると、相互主義が互恵的かつ累積的に行使される場合は、地域貿易協定、経済連携協定を通じた地域統合が、グローバルな自由貿易体制へのバイパスになる可能性もある。実現性・実効性が高いFTA・EPA（＝部分）の拡大・増加・合体などを通して面的カバレッジが広がり、世界全体を包摂する自由貿易構造（＝全体）に至るシナリオである。この意味では、環太平洋諸国・地域を広範に巻き込むTPP交渉を、その一環と見ることもできる。（＝国益・地域益・グローバル益の接合プロセス）

ただし、特定項目を巡る対立、とりわけ途上国側の反発は、国家開発・発展を地域経済統合と重ね合わせて構想せざるを得なくなっているジレンマの現れである。

国益と共同体益（あるいは地域益）のせめぎ合い、市場主義と開発主義のせめぎ合いでもあるため、合意できるルール作りが持つ意味は極めて大きい。加えて、重層的にFTAやEPAの交渉が進行する今日の状況は、適用ルールの形成を巡る、まさに「ひな型の競争」（contest of templates）[21]である。

### 2-4. 相互主義＋地域統合を巡る見解

#### (1) 肯定的見解

「相互主義あるいは地域統合＋相互主義」にも多くの実践的論拠があることが、国際通商環境を複雑にしている。相互主義（あるいは地域統合＋相互主義）こそ、グローバル経済において有効に機能しうる唯一の通商政策であるとする論者もいる。[P. ドラッカーなど]

以下は、実践的論拠の例である。

- ①相対的に小さな国は、競争力の強化に不可欠な一定以上の生産と販売のための市場を獲得できる。
- ②保護貿易 vs 自由貿易の構図を超越する通商政策を可能とする経済単位を作り出す。
- ③伝統的な自由主義や保護主義と異なり、財の貿易に限定されず、グローバル経済や地域統合下の EPA 交渉で重要性を増すサービス貿易（例：知的所有権、特許、商標、ノウハウ、著作権、専門的職業）および国際投資にも適用されうる。
- ④投資、競争政策、サービス貿易、環境問題、労働基準など WTO で十分カバーされていない分野もカバーできる。
- ⑤経済規模の小さな国にとって、地域統合への参加は差別的な待遇を回避するための防御的手段である。
- ⑥開発途上国にとっては従来先進国から提供されていた特恵的な市場アクセスの条件を維持確保するための手段となっている。
- ⑦ EPA 締結の意思表示が投資を誘うシグナルとしての効果を有する。

また、政治的側面で見えた場合の論拠としては、

- (a) 地域統合は、地域の安全保障、政治改革・経済改革の結果を確固たるものとする手段の1つである。
- (b) 市場経済への移行を進めつつある諸国や発展途上国にとって、経済統合への加盟・準加盟による先進工業国との合意は、国内の政治・経済改革を定着させ、相互依存の世界に参入していくためのステップとなる。などがある。

## (2) 否定的見解

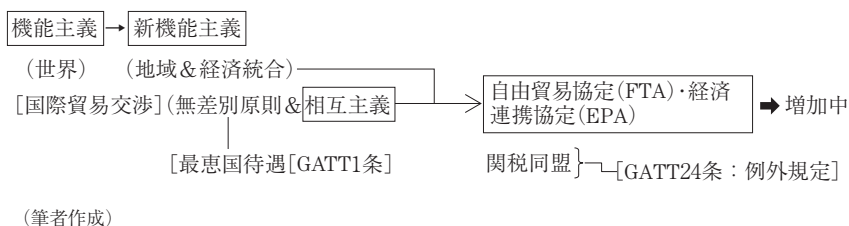
(1)に掲げた支持の論拠を域内格差と域外（国・地域）に対する差別性・排他性の立場で裏返して見たものがここでの論拠となる。換言すれば、地域経済統合が広域化・増加する限り、域内の異質性・対応能力の差の拡大は排除できず、域外排他性・差別性も払拭できないことから、「攻撃的相互主義」が台頭し、保障調整措置や一方的制裁も含む各種の対抗措置が取られる可能性が出てくる。

仮に完全自由化が実現しても、逆に、作られたルール of 市場性が強い分、競争が熾烈化し、「勝ち組」と「負け組」が鮮明化して相対的格差の拡大は避けられない。

また、途上国間の FTA は授權条項により特例的扱いが行われているため、一層、対応が多様化せざるを得ない。などの難点も存在する。

機能主義、新機能主義、国際通商システムの関連性を図-1 に示した。

図-1 機能主義，新機能主義，国際通商システムの関係のイメージ図



### 3. 近年の地域的自由貿易協定（FTA）と地域的経済連携協定（EPA）

#### 3-1. ASEAN と AFTA——「緩やかな連帯と成長過程」

##### (1) ASEAN

##### 1) 組織的特徴

加盟国間の多様性が大きい。（民族・宗教・政治体制・人口規模，格差—1990年後半のインドシナ3国の加盟で拡大）こうした多様性を内包しつつ，「緩やかな連合体」を維持するため，発足当初から，次の2つの方針が保持されていた。

- ①加盟国の国内問題への不干渉（内政不干渉＝国家主権の尊重）
- ②コンセンサスに基づく意思決定（国家主権の尊重）

2007年採択のASEAN憲章でもこの2点は継承されている。従って，運営上の特徴も「分権性」であり，次の2点が，それを象徴している。

- ①EU委員会のような，加盟国から独立した超国家的な意思決定機関の不在
- ②加盟国首脳による議長国持ち回り制度（輪番制）

##### 2) ASEANの歴史的経緯

1960-90年代，表-3のような展開があった。

表-3 ASEANの展開

① 1960-70年代 ・ASEAN設立 ・産業構造の類似 ・域内経済協力の低迷	設立宣言（1967年）は，域内の平和促進等とともに貿易拡大のための相互協力を目的として掲げ，第1回ASAEN首脳会議（1972年）以降，実質的な経済協力を開始。（設立時の原加盟国5カ国，現在10カ国）加盟国間での特惠関税率適用の取り決め，域内での産業補完，工業化促進協定を締結。しかし，当時の加盟各国間の産業構造の類似性等から域内経済協力への誘因は低く，大きな成果は見られなかった。
② 1980年代 ・海外直接投資誘致 =>高度経済成長 +域内分業促進 =>域内経済協力環境の	プラザ合意（1985年）が，ASEANの通商政策に転機をもたらした。急激な円高で国際競争力が低下した日本企業等にとって，ASEANの生産拠点としての魅力が高まり，ASEAN各国もまずは，個別に海外投資誘致戦略を進め，海外投資の受け皿となって輸出志向工業化に邁進。ASEANが高い経済成長の実現と並行して域内分業を進めて産業構造の域内補完性を高めたこと

整備	から、域内経済協力の環境が整ってきた。
③ 1990 年代 ・ AFTA の設立	EC の市場統合の動き・EU の成立、北米自由貿易協定 (NAFTA)、中国の経済改革・開放を通じた経済的台頭 (結果、日本や NIES の直接投資が中国へと移り始めた) 等、ASEAN 域外での自由貿易圏 (FTA) 設立の動きや ASEAN を取り巻く経済環境の変化が競争激化をもたらし、ASEAN は、個別貿易政策・産業政策から一体的な貿易政策・産業政策を敷く必要に迫られ、1992 年、アジア初の FTA となる ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) を設立。

(筆者作成)

## (2) AFTA

### 1) 戦略

1992 年、一定期間内での自由化義務 (= 国家主権の拘束) を加盟国に課す CEPT 協定方式を採用し、過去の「加盟各国の裁量」に基づいた自由化 (1992 年以前の PTA 協定に基づいた方式) に比べて、「拘束性と一体性」を強くしている。

貿易・投資分野における指針として機能し、以降の ASEAN が絡む諸 FTA 形成における引照枠組みとなってきた。

①内容：域内関税率を 0~5% に引き下げ、加えて、非関税障壁を撤廃して、ASEAN を自由貿易地域にする。

②目的：下記の AICO を含め、ASEAN 域内の水平分業の強化、域内地場企業の国際競争力の強化、市場規模拡大によるスケールメリットの確保を通じた外資導入の促進。

・ AFTA 戦略は、ASEAN 加盟国で高度経済成長が続いていた時期に作られたもので、「地域益優先と国益確保が両立可能という時代背景」を持っていた。

・また、APEC や WTO が推進する自由貿易体制の推進という不可避の流れの中で、ASEAN も先ず、地域レベルでの貿易自由化を通して国際競争力を強化することを目指したものであった。

2) 産業協力方面では、従来の諸産業協力スキームを統合する形で、1996 年に、AICO (ASEAN Industrial Cooperation) 協力スキームが採択された。

・ ASEAN 内に立地する現地資本 30% 以上の企業が、原材料・部品・(一次産品を除く) 完成品を域外から輸入する際に、0~5% の特惠関税率が適用される。

・ 現地資本 30% 未満の企業には適用されない。(資本調達現地化促進効果がある。)

注目される点は、CEPT 協定ベースの AFTA と AICO の間に、特惠関税適用に関して「国家主権の行使の可否に関わる違いがある」ことである。

### ① AFTA

・ 一時除外品目と一般例外品目を除き、所定の手続きを踏めば、原則、あらゆる製品に特惠関税が適用される。従って、ASEAN 「各国は、特惠関税供与の裁量権を有しない」。

## ② AICO

「特惠関税（その他の恩典）の供与は ASEAN 各国の裁量に委ねられる」ため、特惠関税付与を希望する企業は、個別に ASEAN 各国政府への申請が義務付けられる。

- ・両者の違いは、貿易拡大優先（地域益）vs 産業の選別的保護（国益）である。
- ・両者が共生したのは、AFTA 戦略で前記したような「地域益と国益の同時追求」を可能にした加盟国の高度経済成長という要因があったからである。

3) AFTA の柱である特惠関税は、CEPT 協定下に、2000 年～2005 年の期間内での税率引き下げを「義務付けていた（開始時期は裁量）」が、開始時期の繰り延べに対しては、「裁量 + 罰則」へと変化し、「加盟国の裁量が希薄化した」。

- ・AFTA 戦略による自由化推進（地域益）とアジア経済危機を契機とした自国産業優先の保護主義への傾斜（国益）が交錯する中、2000 年に、自由化の留保（域内関税引き下げ実施開始時期の延期）を求める加盟国が出てきた。一律性の後退に対する他の域内諸国の不満・域外諸国の不信発生への懸念から、「規約不履行から生じる損害に対する保障調整措置」の導入が決定された。
- ・これは、「協定（＝国際条約）の不履行に対する国家責任」という考え方が採用されたことを意味し、従来の「加盟各国による一方的・裁量の自由化」から「相互主義に基づく法律ベースの拘束的な自由化」に移行した。「緩やかな連合体」としての ASEAN にも「国家主権の制限」が登場した。

## 3-2. ASEAN / AFTA の段階的進化

ASEAN とその経済的エンジンとしての AFTA は、進化を遂げている（表-4）。

表-4 ASEAN 進化の段階

第1段階……1992年以前の PTA 協定が <sup>a</sup> ベース：加盟各国の裁量に基いた自由化
第2段階……1992年の CEPT 協定がベース：一定期間内での自由化義務を加盟国に課す
第3段階……2000年に保障調整措置導入：自由化留保への相互主義的損害賠償
第4段階……2008年12月調印の ATIGA が <sup>a</sup> ベース：ルール・手続きの体系化
第5段階……ASEAN 共同市場の中核となる ASEAN 経済共同体（AEC）（＝ AFTA の後継枠組み）が、2015年スタートを予定

（筆者作成）

## (1) 目下の第4段階

CEPT 以降の諸協定・議定書・行動計画を包括し、制度を体系化した「新 AFTA 協定」(AEAN 物品貿易協定: ATIGA) が 2008 年に調印された。FTA のベスト・プラクティス (WTO との整合性, GATT/WTO を超える取組, 透明性, 協議・紛争解決メカニズム, 定期的改定など) を引照し、「国際基準に準拠している」(=裁量性の希薄化) が特徴であり、重層的な FTA・EPA の潮流にも対応する方向性を示している。

- ・第1章「総則」: ATIGA の目的を「ASEAN 共同市場の実現に向けて、単一の市場と生産基地を創設するために、物品の自由な移動の達成を手段とする」。
- ・物品の自由な移動は、あくまで、前出の表-2 (109 頁) の段階① (自由貿易地域: 域外関税は加盟国が自主的に) であり、段階③「共同市場」の創出は、他のスキーム (例: 「サービスなどに関する枠組み協定」など) との組み合わせ、および他の FTA・EPA 協定を通して段階②からの移行プロセスを補完・促進する。
- ・原加盟国と新規加盟国 (カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) との間の「域内格差の是正」: 既存の参加促進条項 (第16条) と ATIGA で追加した能力養成条項 (17条) で対応する。

## (2) AFTA 交渉の特徴

3つの特徴を示している。

- ①交渉過程: 相手方代表国は指定されるが、加盟各国が交渉会合に参加。協定への署名も全加盟国持ち回り。
- ②協定発効: 署名各国からの国内手続き完了通告の時期に対応させ、ASEAN 一律の発効時期方式は取らない。
- ③目標設定: 域内格差を考慮して、加盟国の国情に応じた設定。つまり、多様性と段階的な FTA の推進を表している。

この裁量的な目標設定と進捗管理は、AFTA の後続ステージである 2015 年形成予定の ASEAN 共同体の中核となる AEAN 経済共同体 (AEC) ではブループリント (2007 年採択) によって着実な履行が義務付けられることから、「加盟国の裁量性は希薄化」する。

**3-3. アジア型 FTA**

## (1) 3つの特徴

成長するアジアの消費需要取り込みを目的とした FTA の展開の中に、いくつかの特徴が浮かび上がってきた。

- ・特徴① 対象分野の拡大と「外圧による均霑 (トリクル・ダウン)」

ASEAN では、AFTA をベースとして物品関税の撤廃が進んでいるが、他にも「サ



ービスに関する枠組み協定」が存在し、自由化を進めつつあり、「ASEAN + 1」（表-5 参照）でも 2005 年以降、この動きが見られる。

EU や米国も、サービス・投資・政府調達・知的財産など関税以外の分野も重視しており、「外圧」による自由化・制度整備の促進が予見される。FTA には「ドミノ現象」があるとされ、ある国で「外圧」によって自由化が進むと、交渉を通して域内の他国も均等化される傾向がある。

・特徴② 締結数の増加と複雑化・齟齬

2000 年代に入って以降、FTA が急速に増加したため、属する FTA の違いが、輸入国が適用する関税率に差を生むケースが出ている。サービス分野でも、出資比率上限が相違するケースも出ている。

・特徴③ ハブ化（次の(3)を参照）

(2) 背景：アジアの生産・輸出入・需要構造の変化

1980-90 年代、日本・韓国などから ASEAN への電気・電子部品の中間財を核とする輸出—現地組み立て—最終製品輸出（欧米など先進国が最終需要地）のパターンが存在していたが、2000 年代に入って 2 つの変化が生じた。

・変化① 生産・輸出入構造の変化：製造工程の移転（ASEAN=>中国）につれて、中国による（日本・ASEAN からの）中間材輸入量・額が拡大し、最終組み立て地として中国が顕著に台頭してきた。

・変化② 需要構造の変化：消費地としてのアジアの急伸

ASEAN から最終消費地としての欧米への完成品輸出から、高度経済成長で消費が急拡大する中国を擁するアジアへの完成品輸出に移行。

（背景：2008 年のリーマンショックに起因した欧米の購買力低下が拍車）

上記の 2 つの構造変化を通して、“アジアによる生産・アジアによる消費”へと変貌。

(3) 2000 年代における ASEAN/AFTA のハブ化（表-5）

表-5 ASEAN/AFTA のハブ化

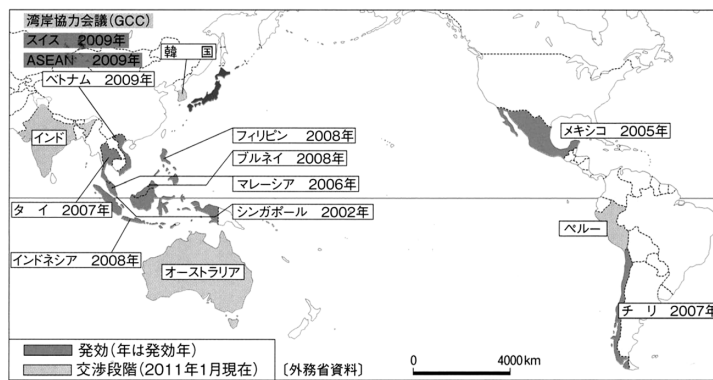
① 「ASEAN + 1」	2001.11 ASEAN・中国・首脳会議で FTA 創設に合意／インド・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・日本と順次 FTA 交渉に入り 2010 に完成	ASEAN10 カ国全体として、左記 5 カ国・地域との個別 FTA を束ねた意義をもつ
② 「ASEAN + 3」 [日・中・韓]	2005.6 中国が提案した東アジア自由貿易圏	2012.11、産官学公式共同研究が完了
③ 「ASEAN + 6」	2007.6 日本が提案し、周辺各国・地域との 2 国間 FTA を支線的に結んだ東アジア包括的経済連携	ASEAN 各国が、日本・中国・韓国・インド・オーストラリア・ニュージーランドとの間で、2 国間 FTA を締結

・これらは、中間財を低関税で仕入れ、最終財として同様に低関税で周辺国・地域に輸出するという一体的生産ネットワークである。

(筆者作成)

「ASEAN + 1」が ASEAN をハブとする 5 つの協定として 2010 年に発効したため、次の ASEAN + 3 や ASEAN + 6 の形成が視野に入ってきているが、日・中・韓は目下、希薄（図-2）。

図-2 日本の FTA の状況



出所：平成 25 年度「標準高等地図」114 頁「日本の FTA の現状」

表-6 ASEAN の FTA 政策と関連する主な展開

1967 年	ASEAN 設立
1976 年	第 1 回 ASEAN 首脳会議開催
1985 年	(プラザ合意)
1992 年	ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 設立に関する合意
1997 年	(アジア通貨危機)
1998 年	ASEAN 域内関税率引下げの前倒しを決定 (→ 2000~2005)
1999 年	加盟が現行の 10 カ国に到達
2002 年	ASEAN + 1 交渉開始 (表-4 参照)
2003 年	先行加盟 6 カ国による域内関税率 5% 以下への引下げ達成
	ASEAN 経済共同体 (AEC) 構築に関する合意 (2020 年までに構築)
2007 年	AEC 構築の前倒し (2020 → 2015 年) の合意
	ASEAN 憲章および AEC ブループリントを採択
2009 年	東アジア広域経済統合構想 (ASEAN + 3 (中国提唱), + 6 (日本提唱) に係る民間研究最終報告書提出) (ASEAN + 3・+ 6 は、表-5 を参照)
2010 年	先行加盟 6 カ国による域内関税撤廃実施 / ASEAN + 1 がすべて発効, TPP 交渉に米国参加
2011 年	ASEAN が RCEP 交渉を提起
2012 年	AEC 構築目標を 2015 年末とすることで合意 / RCEP 交渉立ち上げに関する正式宣言
	ASEAN + 3 に関する産官学共同研究が終了
2013 年	TPP 交渉への日本参加 (2013.12 時点での交渉の主な争点は、表-7 を参照)

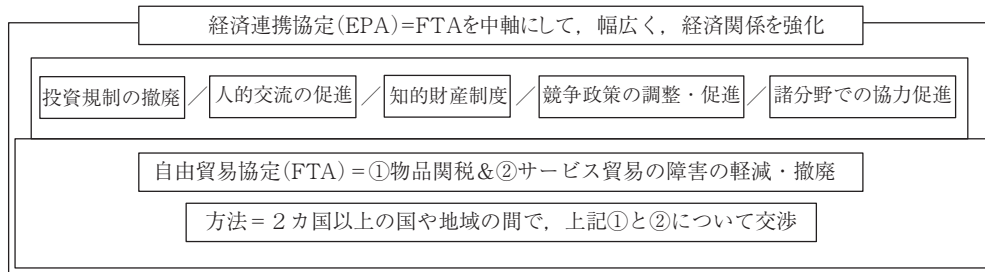
(外務省「ASEAN 概要（基礎知識）」2008.8 を参考に，筆者作成)  
 URL 〈[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo\\_02.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo_02.pdf)〉

### 3-4. AFTA～TPP——「黒船襲来」

#### (1) 環太平洋経済連携協定 (TPP)

物品貿易の自由化水準の高さと広範な交渉分野が特徴の包括的 EPA 交渉である。

図-3 自由貿易協定 (FTA) と経済連携協定 (EPA) の関係



(筆者作成)

交渉参加国はアジア側に加えて，米国，チリなど環太平洋 12 カ国。

政策・経済活動の枠組みまで踏み込んだ交渉の難度は高く，(図-3 を参照) 対象 21 分野中，合意できたのは 10 分野ほど (2013 年 12 月現在)。2 国間と全体の 2 本立てで交渉。

- ・ 国有企業の取り扱いをめぐる交渉は，政府出資の国有企業と民間企業との公平な競争条件を求める米国と，国有企業を抱えるベトナムやシンガポールなどが対立。米国が求める新薬特許期間延長は，マレーシアその他が安価な後発薬品を使いにくくなるとして反対。言わば，欧米型自由市場主義 vs アジア型開発主義の対立を象徴。
- ・ 米などの関税撤廃を扱う物品市場アクセスの交渉もコメの主要生産国間の要求が異なり，交渉継続。

上記の難航分野を，表-7 にまとめた。日本も国内事情から農産物重要 5 項目 (米・麦・砂糖やその原料・乳製品・牛肉・豚肉の計 586 品目) で現状維持を主張。

表-7 TPP 交渉での主な難航分野 (2013 年 12 月現在)

①物品市場アクセス (関税撤廃)	1) 日本：農産物の重要 5 品目について，維持を主張 2) 米国：米を除いて撤廃を主張 3) シンガポールなど：米を含めて全品目について主張
②知的財産権 (著作権・医薬品の特許保護期間)	1) 米国：延長を主張 2) マレーシアなど新興国：延長反対

③環境規制（野生生物・森林伐採）	1) 米国：規制強化を主張 2) 新興国：新興国については基準緩和を主張
④競争政策（国有企業と民間企業の競争条件の平準化）	1) 日米：平準化を主張 2) ベトナム・マレーシア・ブルネイなどは反対

（筆者作成）

### 3-5. EU 参上——「カナダ・東アジアとの連携強化へ」

#### ① EU—カナダ FTA（主要 8 カ国：G8 と結ぶ初の FTA）

アジアとのパイプ強化に向けたアジア欧州首脳会議（ASEM：1996 年に第 1 回会議）を既にスタートさせていた EU であったが、TPP の動きに伴い、カナダ、日本、韓国、更には中国との連携強化に動き出している。

下記の②～④の FTA に比べ、カナダとの FTA が、最も進捗している。

- ・自由化率（関税撤廃）がほぼ 100% に近い高い水準で合意。（農産品では、93% ほど）
- ・重要品目については、カナダはチーズ、EU は牛肉や豚肉などの輸入について相手側からの輸入が、一定量を超えた場合に「関税割り当て」を適用する。

#### ②日本—EU EPA

2013 年春から会合がスタートしているが、EU は、2014 年春時点での日本側の非関税障壁撤廃の水準に鑑みて、交渉続行の可否を判断するとしている。EU が照準を合わせる非関税障壁には、自動車の安全・環境基準、食品添加物基準、酒類の販売免許制度、医療機器・医薬品分野での基準・規制緩和など。TPP と重なるテーマも多く、TPP にも影響すると見られる。一方、日本は、工業製品などに EU が課す関税（乗用車—10%、トラックやテレビ—10%以上。）の撤廃を重点にしている。

③韓国—EU FTA：2011 年発効。2016 年までに自動車などの関税撤廃が予定されている。

④中国—EU：「投資協定」に関する交渉入りを 2013 年、首脳会談で合意している。

### 3-6. 3つの潮流と適用ルール作り

目下、アジア地域に絡む地域統合に 3つの潮流がある。

- ① TPP に代表される環太平洋ストリーム（12 カ国）
- ② ASEAN—東アジアストリーム（ASEAN + 1, + 3, + 6）
- ③ EU—カナダ—東アジアストリーム（カナダ、日本、韓国、中国）

加盟国の重複から、重なり合うこれら 3つの潮流が今後の環太平洋・アジア地域の経済および開発の在り方を強く規定していくため、適用ルールの形成は極めて重要な仕事となる。（関税引下げ・撤廃交渉も実態的には 2 国間ベース + 加盟国全体の 2 本立てで進行しており、ルー

ル作りは、各加盟国が一般的に依拠しているルール（ひな型）の競争 [21]，採用ルールを決定する交渉は、そのグランドである。（113 頁も参照）

競争の背景には、各加盟国の国内経済構造・産業政策・国内規制の差、各経済統合間での加盟基準の相違などの問題がある。

協定が成立した後の運用過程でも、様々な実践上の問題が出て来る。（複数存在する譲許関税率表の内のどれを適用するか、どの時点で成立した譲許関税率表を適用するかなど）

### おわりに

- (1) 統合のパターンによって国家主権の位置づけは相違する。
  - ①機能的国際協力（機能主義）では、国家間協定に従うという意味で、加盟国は、「国家主権を保持しつつ国家主権の行使に対する制限を受容する」。
  - ②地域経済統合（EC・EU 型：①の機能主義＋国際地域主義）では、「国家主権は超国家的機関に移譲される」。「共通通貨の導入は、国家の通貨発行権の放棄」。
  - ③各国が「国家主権を保持する」通商面での経済統合（自由貿易協定・経済連携協定）では、互恵にも攻撃にも作動し得る相互主義が強く作用する。
- (2) 他方、統合の運用面で、「国家主権は行使の制限を受けることがある」。
  - ・③の自由貿易における「関税の撤廃は、国家主権の部分的放棄」であるため、加盟国の経済状態に応じて、延期される場合もある。
  - ・こうした国際条約（協定）不履行に際しては、自国の「国家責任」を受け入れ、他の加盟国が受けた損失に対して賠償するケースがある。（例：AFTA の損害補償措置）
  - ・これは、国益と共同体益のせめぎ合いであるため、受容されるルールの策定が不可欠になる。（国益と共同体益の折衷プロセス）
- (3) 相互主義は両刃の剣である。互恵的運用が自由貿易や相互依存の促進に資する一方、攻撃的もしくは報復的運用は、相互依存の低下や保護主義の台頭につながる。
  - 1) 「機会の均等」か「結果の均等」かを巡り、相互主義が攻撃的に行使される場合、国と地域の両レベルで域内外共に取引コストが増大する。
  - 2) 同様に、貿易パートナー間のパワーの不均衡な関係は、機会費用に差を生み、賠償請求などの通商紛争になったり、無益なコストを強いる余地を生む。
- (4) 従って、経済統合＋相互主義は、プラスとマイナスの 2 面性をもつ。
  - 1) プラス面
    - ・域内に関する規模の経済の提供を通して、自由貿易と過度な保護貿易の間の相克を乗り越える方策になりえる。
    - ・互恵的相互主義を行使出来れば、機能主義に基づく相互依存の紛争抑制機能と相乗さ

れ、域内安定化・平和に資する。同様に、TPP交渉などに見られる欧米型自由市場経済主義 vs アジア型開発主義という対立の構図は緩和される。

## 2) マイナス面

・相互主義がネガティブ（攻撃・報復）に動くと、域内・対域外とも不安定化につながる。

- (5) 地域経済統合の拡大が、効率的にグローバルな自由化に至る経路なのか、多角的貿易交渉に類似する展開につながるのかは、国益、地域益、グローバル益を巡る関係諸国での利害折衷のプロセスに依存する。

ただ、アジア諸国の経済成長格差は、新しい不均衡なパワー構造を形成するため、「利害折衷プロセスが分極化」し、「せめぎ合いの深化」に至る可能性がある。

## 参考文献

- [1] 経済産業省（2010）「通商白書」
- [2] 国立国会図書館 産業経済課（2013）「ASEANのFTA政策」『調査と情報』第792号 ISSUE BRIEF NUMBER 792 6月
- [3] 外務省（2013）「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉」（平成25年8月）
- [4] 川合好造（1998）「ECのホルモン牛肉に関する措置パネル報告」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査・調査報告書VIII』（公正貿易センター）
- [5] 白石浩至（1991）「環太平洋地域の経済統合への一考察」、『第一経大論集』第21巻 第2号
- [6] ベラ・バラッサ著、中村正信訳（1963）『経済統合の理論』ダイヤモンド社
- [7] 田中明彦（1987）「日米経済関係の政治過程」（『国際問題』1987年3月号）
- [8] 荒川弘（1998）「公平貿易と相互主義」（成蹊大学 共同研究「国際化・自由化・高齢化の進展と今後の日本経済の政策進路について」）
- [9] 大庭三枝（2010）「アジア太平洋地域主義の特質」（渡辺昭夫編著『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房）
- [10] 石川幸一（2011）「新段階に進むアジア太平洋の地域統合」『アジア研究』第57巻第3号（アジア政経学会）
- [11] 奥田聡（2010）『韓国のFTA-10年の歩みと第三国への影響』日本貿易振興機構アジア経済研究所
- [12] 山本吉宣（2010）「グローバリゼーションとアジア太平洋」（渡辺昭夫編著『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房）
- [13] ロバート・スコレー（2010）「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定一始まり、意義及び見通し」（日本貿易振興機構 アジア研究所『アジア研ワールド・トレンド』No. 183, 12月）
- [14] David Mitrany (1966), *A Working Peace System*, with Introduction by Hans J. Morgenthau
- [15] Ernst B. Haas (1968), *The Uniting of Europe: Political, Social and Economic Forces, 1950-1957*, Stanford University Press
- [16] Joseph S. Nye (1968), *International Regionalism; Readings*
- [17] Memorandum of the Commission on the Action Programme of the Community for the Second Stage  
この覚書は、その冒頭で、「われわれが欧州経済統合と呼んでいるものは、本質的に政治現象である。EECは、ECSCやEuratomとともに、経済的および社会的分野にわたる一つの政治同盟を



- 形成している。」と記している。（川田侃『現代国際経済論』，岩波書店，1967年333頁以下を参照）
- [18] R. F. Smith (1978), "Reciprocity" in A. Decond (ed.), *Encycropedia of American Foreign Policy*, Vol. III
- [19] W. R. Cline (1983), "Reciprocity: A New Approach to World Trade Policy" in W. R. Cline (ed.) *Trade Policy in the 1980s*
- [20] R. O. Keohane (1986), "Reciprocity in International Relations", *International Organization*, Winter
- [21] Peter A. Petri, and Michael G. Plummer (1986), "The Trans-Pacific Partnership and Asia-Pacific Integration: Policy Implications," Policy Bief. Number PB12-16, June, Peterson Institute for International Economics
- [22] J. N. Bhagwati and D. A. Irwin (1988), "The Return of Reciprocitation-US Trade Policy Today", *World Economy* 10-2